



九条はらまち

福島県南相馬市「はらまち九条の会」会報 **No.202**
2012(平成24)年11月26日(月)発行

○「憲法」は、国家や政府の権力を抑制し、国家の暴走から国民を守るためのものです。○具体的に国民の日常生活を制限し、社会の秩序を維持するのが「法律」です。これが分からない政治家も多い。

憲法も9条も、人類の長い歴史の到達点です

《占領下の「押しつけ憲法」などではありません》

○言うまでもなく、「日本はもう戦争をしません」という憲法9条は、戦後に突然生まれたものではありません。古今東西の長い長い人類の戦争と平和の歴史から学び、脈々と流れてきた非戦や平和思想の叡知の到達点です。○もっともっと憲法9条を全世界に広めていきたいものです。



国際平和の主な思想とその長い歴史



前8世紀	ギリシャの隣保同盟で、ポリス同士では戦争をしないと平和を誓う。アリストファネスなどの反戦の喜劇も書かれた。
B.C.776~ A.D.393	4年ごとに1169年間、293回も開催された 古代オリンピック は、ポリス間の一切の戦いを止め、平和の祭典としてオリンポスでスポーツ競技を行った。
前5世紀	思想家 墨子(ぼくし) の 非攻説と反戦の思想 ・「不義を犯して他国を攻めるな」
前4世紀	思想家 孫子(そんし) の 兵法 ・「戦わずに相手を降伏させるのが最上である」
後3世紀	ローマの自然法の万民法で、 ローマ国内の平和 を唱えた。
中世	神の平和・神の休戦 。キリスト教会主導による平和運動。
ヨーロッパ	「剣をとる者はみな、剣で滅びる」(聖書)
1625年	オランダの グロチウス は『戦争と平和の法』で国際法を説く。
1776年	アメリカ 独立宣言 ・1789年フランス 人権宣言
1795年	ドイツの哲学者 カント は『永久平和のために』で、「常備軍は時を追うて全廃されるべきである。人を殺すため、人に殺されるために雇われることは、人間を単なる機械や道具として使用することを意味する」と訴えた。
1815年	ナポレオン戦争後の 神聖同盟・四国同盟 で、キリスト教の正義・友愛の精神に基づき、ヨーロッパの国際協力と永遠の国際平和維持を定めた。
1899・ 1907年	オランダの ハーグでの万国平和会議 。毒ガスの使用の禁止などの戦時国際法、国際仲裁裁判所の設立を決定。
1896年	フランスの教育家クーベルタンが提唱した 近代オリンピック で、国際平和と親善の促進をめざす。
19~20 世紀初頭	インターナショナル などの国際的な反戦平和運動。 ガンディー の 非暴力 、 トルストイ の 非戦思想 、 ロマン・ロラン の 人類愛・正義・平和論 、 トーマスマン の 平和論 。
明治時代	中村正直・植木枝盛・西周・中江兆民・田中正造 の 平和論 与謝野晶子 『君死に給うことなかれ』・ 内村鑑三 の 戦争絶対廃止論
1928年	第1次世界大戦後の ケロッグ・ブリアン協定(不戦条約) 。米国务長官ケロッグと仏外相ブリアンが中心になり、パリで15カ国、のち63カ国が参加。 「国際紛争の解決はすべて平和的解決手段による。一切の武力使用の禁止」という趣旨の条約で、日本国憲法第9条に大きな影響を与えた。
1947年 (昭和22) 5月3日 施行	日本国憲法前文、第9条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」の成立。



墨子



カント



内村鑑三



田中正造

こんな本をどうぞ! ○山室信一著『憲法9条の思想水脈』¥1,365朝日新聞社発行
目からウロコ、「そうだったんだ」と思いも新たに、分かり易く書かれていて、お薦めの一冊です。



「憲法9条はブランドだ」「9条を命をかけて守りたい」

今年2012年の『朝日新聞』声(投書)より、「日本国憲法」への思い

新聞の「投書」は、社説や論説以上に様々な見方や豊かな内容で、“なるほど”と興味深く、楽しく読むことができます。今年2012年の1年間の「朝日新聞」(神奈川版)から、特に「憲法」や「9条」、「戦争と平和」に関する投書の要旨を抜き書きしてみました。●男性○女性・<月日>

●原発事故以来、子どものいる家族が放射線を考え、県外に転居する人がかなりいる。しかし上司から福島に戻るよう説得されるケースもある。**居住と移転の自由は憲法にも保障されているはずだ。**<1.12>

●最高裁は昨年、「君が代」斉唱を求める校長の職務命令は合憲と判断。しかし特定の意味と歴史性を持つ「君が代」をを歌うことを公権力が強制することは明らかに**憲法で保障された思想・良心の自由の基本的人権を侵害**することに他なりません。<2.22>



○憲法9条2項に「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という条文があるのに、なぜ自衛隊をもつことができるのか。それは2項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言が挿入され、私はこの侵略のためでなく自衛のためなら自衛隊は合憲という解釈によるものだ。それを高校の授業で教わり、その政府見解の論理のすり替えにあせんとした。そして先生は「**平和国家を目指してほしい**」と締めくくった。<2.15>

●(一部野党)の憲法改正原案があまりに強権的で国家主義的色彩が濃いことに驚いた。天皇を「元首」、国旗・国歌を国の「表象」に、自衛隊を「国防軍」に、「緊急事態条項」で国民を従わせるとか。**憲法は国家の横暴な振る舞いや圧政を課すことがないように抑止するためのものだ。**<3.4>

●私(きたがわてつ)が日本国憲法の前文を曲に乗せて歌い始めて今年で30年。その後9条、さらに25条も歌っている。全国の被災地70カ所で歌い、米ポストンでも。ジェームズ三木さんの歌詞で「わたしを褒めてください」という歌も作りました。この「わたし」とは「憲法」のことです。<5.4>

●自衛隊を自衛軍にする改憲をと言いますが、国民に巨大な負担と犠牲を押しつけるのが軍隊です。**軍隊は戦争のためのもので、それで平和は保てません。戦争放棄と平和外交に徹することが国益です。**<5.10>

●元自衛隊幹部の防衛相就任は、**憲法66条「国務大臣は文民でなければならない」**に違反しているのではないかと。自衛隊が議会や内閣を抑えつけた昭和初期の軍隊にならないよう注意したい。<6.8>

●6月20日に成立した原子力規制委員会設置法に「我が国の安全保障に資する」との文言が盛り込まれた。平和利用を国是とする原子力基本法にも同じく追加され、**憲法の平和主義が崩壊**にされつつある。<7.3>

●宇宙航空研究開発機構(JAXA)の活動に「**平和目的に限る**」という規定が削除されてしまった。<7.19>

●「容易に決められない政治」で結構だ。**今の政治家に憲法などがまわってほしくない。**<8.18>

●総選挙で護憲勢力はどうなるか。**9条は今や風前の灯**と危機感を抱いている。<9.5>

●首相が集団的自衛権の憲法解釈変更意欲を示している。310万人の日本人戦争犠牲者を出し、その国民の決意と願いの「**憲法の平和主義**」の危機を憂いている。<9.26>

●中国の大学で1年間日本語を教えた。日本の戦前戦中の歴史と向き合い、「憲法9条」があるから気持ちも少し軽くなった。9条で中国とは軍事的な対応でなく、**粘り強く外交交渉**を続けよ。<10.6>

○もし日本に憲法9条がなかったら、尖閣諸島問題で武力による反発を考える人々が出てきたと思う。9条があって良かったとつくづく思います。**9条を命をかけて守っていきたい。**<10.8>

●「現憲法は醜い」という人が保守新党を立ち上げ、威勢のいい物言いで、国民の不満不平のはけ口の第三極勢力など、**改憲を主張する保守勢力の結集に危機**を感じている。<10.28>

●現行憲法を破棄し新しい日本をつくるために知事を辞職し国政に戻るという方もいる。しかし現行憲法は米独立宣言、仏人権宣言、米先住民の武器放棄の**人類の知恵の集積**にほかならない。<11.2>

●今回の総選挙もムード総選挙になることを危惧している。第三極結集を叫ぶ人たちには、憲法改正や集団的自衛権の容認、偏狭なナショナリズムをあおる危険な言説も目立つ。<11.16>

●国民は本当に改憲などを望んでいるだろうか。総選挙の改憲論議は、国家権力が個人の自由に介入しないよう憲法が権力を縛るという「**立憲主義**」を踏まえて行え。<11.29>

●「集団的自衛権」には「自衛」という言葉が入っていて正当性を感じてしまうが、「集団的自衛権」とはつまり「**参戦権**」なのである。憲法9条をもつ日本は「**普通の国**」ではないというが、そのことが日本の誇りで、普通でない日本の憲法は、むしろ日本の**ブランド**であると思う。<11.30>

●太平洋戦争のすさまじい犠牲から、日本は金輪際、いかなる戦争にも関与することがないようにと、連合軍総司令部(GHQ)の主導で英知の限りを尽くし、練りに練られて起草されたのが**現在の不戦憲法**だ。戦争体験も飢餓体験もない現代の政治家に、これほど崇高な憲法は起草できるとは思えない。<12.1>